

学級編制及び教職員定数に関する資料
(公立高等学校関係)

1. 学級編制及び教職員定数の仕組み	1
・ 学級編制、教職員定数に関する制度の目的、意義	2
・ 第6次公立高等学校教職員定数改善計画	3
・ 学級編制の標準の変遷、第1次～第6次改善計画の概要	4
・ 学級規模の基準[国際比較]	5
・ 学級編制の仕組みと運用について	6
・ 教職員定数の算定について	7
2. 基本統計	19
・ 公立学校の学校数、学級数、児童・生徒数、教職員数(16.5.1現在)	20
・ 今後の生徒数の推移	21
・ 高等学校の教員1人当たり生徒数[推移]	22
・ 公立高等学校の都道府県別教員1人当たり生徒数	23
・ 教員1人当たり生徒数[国際比較]	24
・ 公立小・中・高等学校の年齢別教員数(17.3.31)	25
・ 教諭の平均教科担当授業時数について	26

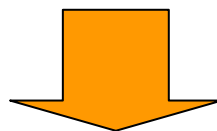
1 . 学級編制及び教職員定数の仕組み

学級編制、教職員定数に関する制度の目的、意義

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律
(昭和36年法律第188号)

目的

公立高等学校等に関し、配置、規模と学級編制の適正化並びに教職員定数の確保を図る。



高等学校等の教育水準の維持向上に資する

第6次公立高等学校教職員定数改善計画

趣旨

多様な高校教育の展開に対応するため、第6次公立高等学校教職員定数改善計画(平成13～17年度までの5年計画)を実施。

内

学科や教科の特性に応じた指導等の充実(習熟度別授業、少人数による授業、中高一貫校、総合学科、単位制校への加配の拡充)
(3,613人)

円滑な学校運営のための教頭複数配置の拡充
(879人)

養護教諭等、事務職員定数の改善
(1,966人)

特殊教育諸学校における教職員定数の改善
(302人)

長期社会体験研修に対応した研修等定数の改善
(248人)

容

5年間で7,008人の改善

平成17年度をもって完成

学級編制の標準の変遷

	第1次 37～41年度	第2次 半数県42～46年度 半数県44～48年度	第3次 49～53年度	第4次 55～3年度	第5次 5～12年度	第6次 13～17年度
全日制普通科	50人	45人			40人	

第1次～第6次改善計画の概要

区分	第1次 37～41年度	第2次 半数県42～46年度 半数県44～48年度	第3次 49～53年度	第4次 55～3年度	第5次 5～12年度	第6次 13～17年度
内容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施等	小規模校・通信制課程の改善等	習熟度別学級編成等	全日制の普通科等40人学級の実施 多様な教科・科目の開設等	少人数による授業等特色ある高校への加配 教頭、養護教諭の複数配置の拡充
改善増	11,573人	16,216人	7,116人	10,238人	23,700人	7,008人
自然増減	39,089人	15,245人	15,738人	32,114人	37,500人	23,200人
差引計	50,662人	971人	22,854人	42,352人	13,800人	16,192人

(注)上記のほか、平成4年度に改善増 2,701人(うち学級編制の弾力化1,904人)、自然減 5,600人、計 2,899人を措置している。

学級規模の基準 [国際比較]

(公立)

	学校種	学級編制基準
アメリカ (カリフォルニア州 の場合)	小学校 小学校, ミドルスクール	第1-3学年 学区内平均で1学級当たり30名を上限とし, さらに学区内に32名を超える学級がないこと 第4-8学年 1964年度の教員1人当たり児童生徒数の州内平均(29.9名)か同年度の当該学区の教員1人当たり児童生徒数のうち大きい数値を上限とする
イギリス	小学校 中等学校	第1-2学年 30人(上限) 第3-6学年 なし なし
フランス	幼稚園・小学校 中等学校 前期・コレージュ 後期・リセ	なし(児童数と地域事情に応じて、国の地方事務所(県レベル)が教員数と1学級当たり平均児童数を決定。教員当たり平均児童数は17-20) なし(生徒数と地域事情に応じて、国の地方事務所(地域圏レベル)が教員数を決定。教員当たり平均生徒数はコレージュで21-24人)
ドイツ (バイエルン・ バスターレン州 の場合)	基礎学校 中等教育 ハプトシュレ ギムナジウム	(標準)(範囲) 第1-4学年 24人 18-30人 第5-10学年 24人 18-30人 第5-10学年 28人 26-30人
日本	小学校 中学校 高校	40人(上限) 40人(上限) 40人(標準)

学級編制の仕組みと運用について

学級編制の標準

< 高等学校 >

40人

< 特殊教育諸学校(高等部) >

8人 (重複障害 3人)

(参考)

高等学校設置基準(文部科学省令)

(授業を受ける生徒数)

第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

学級編制の弾力化

やむを得ない事情がある場合及び高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が、生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、国の標準(40人)とは異なった学級編制が可能。

教職員定数の算定について

高校標準法に基づく標準定数は、公立高等学校及び特殊教育諸学校の高等部に置くべき都道府県又は市町村ごとの総数を算定するもの。都道府県又は市町村は、これを標準として、校長、教頭及び教諭等、養護教諭、実習助手、事務職員、特殊教育諸学校の教職員の定数を条例で定める。

高等学校

校長定数 学校数 × 1
 教頭定数 収容定員が201人以上の課程数 × 1
 " 681人以上複数学科設置課程数 × 1
 " 921人以上の複数学科設置課程以外の課程数 × 1
 通信課程数 × 1

教員 (1)～(6)の合計数

(1)

全日制		定時制		通信制	
収容定員が40人以下の課程の収容定員の総数	÷ 8	収容定員が40人以下の課程の収容定員の総数	÷ 8	生徒数が 1～ 600人	÷ 46.2
41～ 80人	" ÷ 11.4	41～ 80人	" ÷ 11.4	" 601～ 1200人	÷ 66.7
81～ 120人	" ÷ 15	81～ 120人	" ÷ 15	" 1201人以上	÷ 100
121～ 240人	" ÷ 16	121～ 240人	" ÷ 18.5		
241～ 280人	" ÷ 16.4	241～ 280人	" ÷ 19.3		
281～ 400人	" ÷ 17.1	281～ 440人	" ÷ 20.7		
⋮		⋮			

(注)各課程ごとに、生徒数を上記の各段階に区分して各段階ごとに算定した数を合計する。

(2)習熟度別指導・少人数指導

全日制				定時制			
収容定員が	321 ~ 560人	の課程数	× 1	収容定員が	441 ~ 920人	の課程数	× 1
"	561 ~ 680人	"	× 2	"	921人以上	"	× 2
"	681 ~ 1040人	"	× 3				
"	1041 ~ 1160人	"	× 4				
"	1161人以上	"	× 5				

(3)通信制課程の大規模校加配

生徒数が	2401 ~ 3000人	の課程数	× 1
"	3001 ~ 3600人	"	× 2
"	3601人以上	"	× 3

(4)生徒指導担当(進路指導・教育相談担当)

全日制		定時制		通信制					
収容定員が	681 ~ 1040人	の課程数	× 1	収容定員が	441人以上	の課程数	× 1	課程数	× 1
"	1041人以上	"	× 2						

(5)その他学科に応じた加算

その他に農・水・工に関する学科、商業・家庭に関する学科、情報に関する学科、美術・音楽・体育に関する学科、理数科、衛生看護科、福祉科、外国語関係学科・国際関係学科、総合学科のそれぞれの学科の収容定員等を考慮して個別に教員定数を加算。

(6)寄宿舍舎監定数

寄宿舍生徒数51人以上 × 1

養護教諭定数

- 収容定員が 81～800人の全日制課程数（本校）× 1
" 121～800人の定時制課程数（本校）× 1
" 801人以上の全日制・定時制課程数（本校）× 2

実習助手定数

- 収容定員が201～960人の全日制・定時制課程数 × 1
" 960人以上 " × 2

その他に農・水・工に関する学科、商業・家庭に関する学科、情報学科、理数科、衛生看護科、自営者養成農業高校で半年以上の宿泊を伴う教育を行っている学校、総合学科のそれぞれの学科の収容定員等を考慮して個別に実習助手定数を加算。

事務職員定数

- 全日制・定時制の課程数 × 1 + (収容定員が201人以上の課程の収容定員 - 200) ÷ 360
収容定員が441人以上の全日制・定時制課程数 × 1
農・水・工に関する学科の収容定員が201人以上の全日制・定時制課程数 × 1
通信制課程の生徒数 ÷ 400

その他に総合学科、単位制校の収容定員等を考慮して個別に事務職員定数を加算。

特殊教育諸学校

校長定数 高等部のみを置く学校数 × 1

教頭定数 6学級以上の高等部のみを置く学校数 × 1 + 小・中・高等部で27学級以上の学校数
(小・中学部で27学級以上は除く) × 1

教員定数

- ・学級数 × 2
- ・生徒指導担当 6～17学級の高等部 × 1 18学級以上の高等部 × 2
- ・専門教育を主とする学科数 × 2
養護学校高等部(専門学科のみを置くものを除く) × 2
 " (専門学科のみのもの) × 1
- 盲学校(保健医療科数)、聾学校(産業工芸科数、被服科数、理容・美容科数)、養護学校(普通科数) × 1
- ・自立活動担当教員
 盲・聾・養護学校(知的障害、病弱) × 1
 養護学校(肢体不自由) × 3
 4～9学級の高等部に1人、10学級以上6学級増すごとに1人増
 高等部のみを置く学校数 × 1
- ・寄宿舎舎監定数
 寄宿舎児童生徒数 80人以下 × 2、81～200人 × 3、201人以上 × 4 - 小・中学部の寄宿舎定数

養護教諭定数

高等部のみを置く学校数 × 1 + 小・中・高等部で61人以上の学校数(小・中学部で61人以上は除く) × 1

実習助手定数

専門教育を主とする学科数 × 2
養護学校高等部(専門学科のみを置くものを除く) × 2

寄宿舎指導員定数

肢体不自由以外 寄宿生徒数 × 1 / 5
肢体不自由 " × 1 / 3
最低保障 1校当たり 1 2

事務職員定数

高等部数 × 2

加配定数

教科の特性等に応じた少人数指導を行う場合、教育上特別の配慮を必要とする生徒に特別の指導を行う場合、多様な教育を行うための教育課程を編制する場合（大規模校、単位制校、修業年限弾力化校、職業系の類型・コース開設校、多様な教科・科目開設校）、教職員が長期の研修を受けている場合、学校において教育指導の改善のための研究が行われている場合にあっては、上記により算定された定数に、文部科学大臣が定める数を加える。

高等学校（全日制普通科）

（単位：人）

収容定員 （学級数）	校 長	教 頭	教 諭				教 員 計	養 護 教 諭	実 習 助 手	事 務 職 員	合 計
			教 科 担 任	生 徒 指 導	習 熟 度・少 人 数 授 業	小 計					
1 2 0 (3 学 級)	1		8			8	9	1		1	1 1
2 4 0 (6 学 級)	1	1	1 5			1 5	1 7	1	1	2	2 1
3 6 0 (9 学 級)	1	1	2 2		1	2 3	2 5	1	1	2	2 9
4 8 0 (1 2 学 級)	1	1	2 8		1	2 9	3 1	1	1	3	3 6
6 0 0 (1 5 学 級)	1	1	3 3		(+ 1) 2	3 5	(+ 1) 3 7	1	1	4	(+ 1) 4 3
7 2 0 (1 8 学 級)	1	1	3 9	1	(+ 1) 3	(+ 1) 4 3	(+ 1) 4 5	1	1	4	(+ 1) 5 1
8 4 0 (2 1 学 級)	1	1	4 4	1	(+ 1) 3	(+ 1) 4 8	(+ 1) 5 0	(+ 1) 2	1	4	(+ 2) 5 7
9 6 0 (2 4 学 級)	1	(+ 1) 2	4 8	1	(+ 1) 3	(+ 1) 5 2	(+ 2) 5 5	(+ 1) 2	1	5	(+ 3) 6 3
1, 0 8 0 (2 7 学 級)	1	(+ 1) 2	5 3	2	(+ 2) 4	(+ 2) 5 9	(+ 3) 6 2	(+ 1) 2	2	5	(+ 4) 7 1
1, 2 0 0 (3 0 学 級)	1	2	5 8	2	(+ 2) 5	(+ 2) 6 5	(+ 2) 6 8	2	2	5	(+ 2) 7 7
1, 3 2 0 (3 3 学 級)	1	2	6 3	2	(+ 2) 5	(+ 2) 7 0	(+ 2) 7 3	2	2	6	(+ 2) 8 3
1, 4 4 0 (3 6 学 級)	1	2	6 9	2	(+ 2) 5	(+ 2) 7 6	(+ 2) 7 9	2	2	6	(+ 2) 8 9
1, 5 6 0 (3 9 学 級)	1	2	7 5	2	(+ 2) 5	(+ 2) 8 2	(+ 2) 8 5	2	2	6	(+ 2) 9 5
1, 6 8 0 (4 2 学 級)	1	2	8 0	2	(+ 2) 5	(+ 2) 8 7	(+ 2) 9 0	2	2	7	(+ 2) 1 0 1

他に 職業系の類型・コースを開設している学校， 多様な教科・科目を開設する学校， 外国語等の少人数指導
 生徒指導・進路指導（高校中退対策）， 生徒の心身の健康への適切な対応を行う学校の状況（養護教諭等）の定数加配あり
 ()書きの数は、第6次改善計画による増加分で内数

高等学校（定時制普通科）

（単位：人）

収容定員 （学級数）	校長	教頭	教諭				教員計	養護教諭	実習助手	事務職員	合計
			教科担任	生徒指導	少人数	小計					
160 （4学級）	1		9			9	10	1		1	12
320 （8学級）	1	1	16			16	18	1	1	2	22
480 （12学級）	1	1	22	1	1	24	26	1	1	3	31
640 （16学級）	1	1	28	1	1	30	32	1	1	4	38
800 （20学級）	1	1	33	1	1	35	37	1	1	4	43
960 （24学級）	1	(+1) 2	38	1	2	41	(+1) 44	(+1) 2	1	5	(+2) 52
1,120 （28学級）	1	(+1) 2	42	1	2	45	(+1) 48	(+1) 2	2	5	(+2) 57
1,280 （32学級）	1	2	48	1	2	51	54	2	2	5	63

他に 職業系の類型・コースを開設している学校， 外国語等の少人数指導， 生徒指導・進路指導（高校中退対策）
 生徒の心身の健康への適切な対応を行う学校の状況（養護教諭等）の定数加配あり
 （ ）書きの数は、第6次改善計画による増加分で内数

高等学校（全日制専門学科）

（単位：人）

教諭定数 収容定員 360人（9学級）の学校の場合

農業科・ 水産科 (小学科2学科)	工業科 (小学科2学科)	商業科 (うち情報処理科 収容定員120)	情報科	家庭科 (5'・福祉科も 対象)	衛生 看護科	美術科・ 音楽科・ 体育科	理数科 (5'・国際科, 外国語科も対象)	専門学科 加算定数
4	6	6	6	4	9	6	3	3 ~ 9

収容定員	共通 定数
360人 (9学級)	23

27	29	29	29	27	32	29	26
----	----	----	----	----	----	----	----

教諭定数 収容定員 600人（15学級）の学校の場合

農業科・ 水産科 (小学科3学科)	工業科 (小学科3学科)	商業科 (うち情報処理科 収容定員120)	情報科	家庭科 (5'・福祉科も 対象)	衛生 看護科	美術科・ 音楽科・ 体育科	理数科 (5'・国際科, 外国語科も対象)	専門学科 加算定数
5	8	6	6	4	11	10	5	4 ~ 11

収容定員	共通 定数
600人 (15学級)	35

40	43	41	41	39	46	45	40
----	----	----	----	----	----	----	----

高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）教職員定数算定早見表

条 項	職種	定 数 算 定 方 法	
法 8 条	校長	本校数（中等教育学校を除く）× 1（全・定併置校は全に記入）	
法 9 条 第 1 項	1 号	教頭 全・定別 収容定員201人以上× 1 複数大学科設置校681人以上 + 1，左以外921人以上 + 1	
	2 号	教 諭	全・定・本校・分校別収容定員区分ごとに収容定員の合計数により算定
	4 号		収容定員321人以上の全日制課程又は収容定員441人以上の定時制課程（習熟度別編成，少人数指導）
	9		全日制 321人～ 560人 × 1 定時制 441人～ 920人 × 1
			561人～ 680人 × 2 921人以上 × 2
			681人～ 1,040人 × 3
		1,041人～ 1,160人 × 4	
	1,161人以上 × 5		
	6 号	収容定員681人以上の全日制課程又は収容定員441人以上の定時制課程（生徒指導，進路指導，教育相談）	
7 号	諭	全・定別，農・水・工に関する学科を置く学校について	
		（農・水）全日制 小学科数 × 1（201人以上小学科数 + 2），定時制 小学科数 × 1（281人以上小学科数 + 1） （工）全日制 小学科数 × 2（+ 1，201人以上 + 2，921人以上 + 3），定時制 小学科数 × 2（281人以上 + 1）	
8 号	等	全・定・本校・分校別，商業又は家庭に関する学科を置く学校について	
項		全日制 41人～ 200人 × 1 定時制 121人～ 200人 × 1	
		201人～ 320人 × 3 201人～ 280人 × 2	
		321人～ 680人 × 4 281人～ 440人 × 3	
		681人～ 1,160人 × 5 441人～ 1,080人 × 4	
1,161人以上 × 6 1,081人以上 × 5			
9 号		寄宿生徒数 5 1 人以上の寄宿舎を置く学校数 × 1	

条 項	職種	定 数 算 定 方 法
令 第 3 条	1 項の表 1 項	全・定別(農・水・工)小学科の収容定員が321人以上の学校 321人～440人 × 1 441人～560人 × 2 561人～680人 × 3 (以下120人増すごとに1ずつ加算)
	1 項の表 3 項	全・定別, 農業経営者育成校で半年以上の宿泊を伴う教育を行っている学校 半年以上 課程数 × 2 (2年以上 + 1, 寄宿生徒数50人以下 + 1)
	2 項	全・定別, (情報処理科) 課程数 × 2 (美術, 音楽, 体育科) 収容定員 ÷ 40 (端数切り上げ) × 2 / 3 (端数切り上げ) (1人-40人) 1, (41人-120人) 2, (121人-160人) 3, (161人-240人) 4, (241人-280人) 5, (281人-360人) 6 (理数科) 課程数 × 2 (321人-440人) +1, (441人-560人) +2, (561人-680人) +3, (以下120人増すごとに1ずつ加算) (衛生看護科) 320人以下 × 4, 321人～440人 × 9, 441人以上 × 1 (福祉科(家庭に関する学科は除く)) 全日制 41人～200人 × 1 定時制 121人～200人 × 1 201人～320人 × 3 201人～280人 × 2 321人～680人 × 4 281人～440人 × 3 681人～1,160人 × 5 441人～1,080人 × 4 1,161人以上 × 6 1,081人以上 × 5 (外国語関係科・国際関係科) 課程数 × 2 (321人-440人) +1, (441人-560人) +2, (以下120人増すごとに1ずつ加算) (総合学科) 各学校ごとに次の収容定員(完成時)に応じて算定(開設初年次は加配数の1/2の数(1未満の端数切り捨て)) 全日制 81人～200人 × 2 定時制 121人～240人 × 2 201人～240人 × 3 241人～320人 × 3 241人～320人 × 4 321人～400人 × 4 321人～360人 × 5 401人～480人 × 5 361人～400人 × 6 481人～520人 × 6 401人～480人 × 7 521人～640人 × 7 481人～600人 × 8 641人～680人 × 8 601人～640人 × 9 681人～800人 × 9 641人～680人 × 10 801人～840人 × 10 681人～760人 × 11 841人～920人 × 11 761人～800人 × 12 921人～1,000人 × 12 801人～840人 × 13 1,001人～1,040人 × 13 841人～920人 × 14 1,041人～1,120人 × 14 921人～1,000人 × 15 1,001人～1,120人 × 17 1,121人～1,160人 × 18 1,161人～1,240人 × 19 1,241人～1,400人 × 21 1,401人～1,480人 × 22 1,481人～1,520人 × 23 1,521人～1,560人 × 24 1,561人～1,640人 × 25 1,641人～1,720人 × 27 1,721人～1,760人 × 28 1,761人～1,800人 × 29 1,801人～1,880人 × 30 1,881人～1,960人 × 32 1,961人～2,000人 × 33
	教	
論		
等		
令 第 3 条	4 項の表 3 項	(うち中高一貫校) 中等教育学校・併設型中高一貫校 × 2 連携型中高一貫校 × 1 本校のみ

条 項	職種	定 数 算 定 方 法
法第10条	養護教諭	全日制 高等学校 (81人~800人) × 1, (801人以上) × 2 中等教育学校 (801人以上(前期課程のみで801人以上を除く)) × 1 定時制(中等教育学校を含む)(121人~800人) × 1, (801人以上) × 2
法 1 号	実	全・定別 (201人~960人) × 1, (961人以上) × 2
第 2 号		全・定別 農・水・工・商業・家庭に関する学科を置く学校について (農・水) 小学科数 × 2 (681人以上 + 1) (工) 小学科数 × 2 + 1 (681人以上は2) (商・家) 561人以上 × 1
条 3 号		農・水・工のいずれかの学科を置いている分校 × 1 (全定併置校は定に記入)
令	習	1項の表1の項 全・定別(農・水・工)小学科の収容定員が321人以上の学校 321人~ 440人 × 1 441人~ 560人 × 2 561人~ 680人 × 3 (以下120人増すごとに1ずつ加算)
		1項の表2の項 全・定別(農)家畜の飼育施設若しくは家きんの飼育施設の延べ面積 532.23㎡を超え691.90㎡までのもの × 1, 691.90㎡を超えるもの × 2 温室の延べ面積 829.75㎡を超え1,078.68㎡までのもの × 1, 1,078.68㎡を超えるもの × 2 (工)機械実習施設の延べ面積 1,642.98㎡を超え2,135.87㎡までのもの × 1, 2,135.87㎡を超えるもの × 2 (全・定併置校で共用の施設である場合は全に記入)
第 1 項の表3の項	手	全・定別, 農業経営者育成校で半年以上の宿泊を伴う教育を行っている学校 × 3
1項の表4の項		全・定別(水)総トン数150トンを超える船舶数 × 2 (全・定併置校で共用の船舶である場合は全に記入)
3 2 項		全・定別, (情報処理科) 80人以下 × 1, 81人以上 × 2 (理数科) 課程数 × 2 (321人~440人) + 1, (441人~560人) + 2, (561人~680人) + 3, (以下120人増すごとに1ずつ加算) (衛生看護科) 320人以下 × 2, 321人~440人 × 3, 441人以上 × 4 (総合学科) の合計数 総合学科数 × 1 当該年度において農・水・工に関する科目及び商業の情報処理に関する科目を合計 30単位以上開設する学校 30単位 ~ 69単位 × 1 70単位 ~ 109単位 × 2 110単位 ~ 149単位 × 3 150単位以上 × 4 (開設初年次は上記 の合計数の1/2の数(1未満の端数は切り捨て。ただし、合計数が1未満の場合は1)) 家畜の飼育施設, 家きんの飼育施設, 温室, 機械実習施設の延べ面積及び船舶に係る定数 令第3条第1項の表2の項及び表4の項に準じて算定 (ただし, 他の学科で既に定数算定している場合は, 総合学科では算定しない。)
条	令3条減数	1項の表5の項 全・定別(農・水・工)1以上の学年の生徒数が欠けている小学科数 × 1 (減数)(表6の項に該当する場合は除く)
		1項の表6の項 全・定別(農・水・工)分校のみに置かれている小学科数 × 2 (減数)

条 項	職種	定 数 算 定 方 法
法 第 12 条	1 号	全・定別 課程数 × 1 (201人～560人) + 1 , (561人～920人) + 2 ,(以下360人増すごとに + 1)
	2 号	全・定別 441人以上 × 1
	3 号	全・定別, 本校・分校計, 農・水・工に関する学科を置く学校 201人以上 × 1
令 3 条	2項の表 1の項	総合学科数 × 1 / 2
	4項の表 5の項	(中高一貫校) 中等教育学校・併設型中高一貫校 × 1 連携型中高一貫校 × 1 / 2
	4項の表 6の項	(単位制校) 単位制校 × 1 / 2

2 . 基本統計・その他

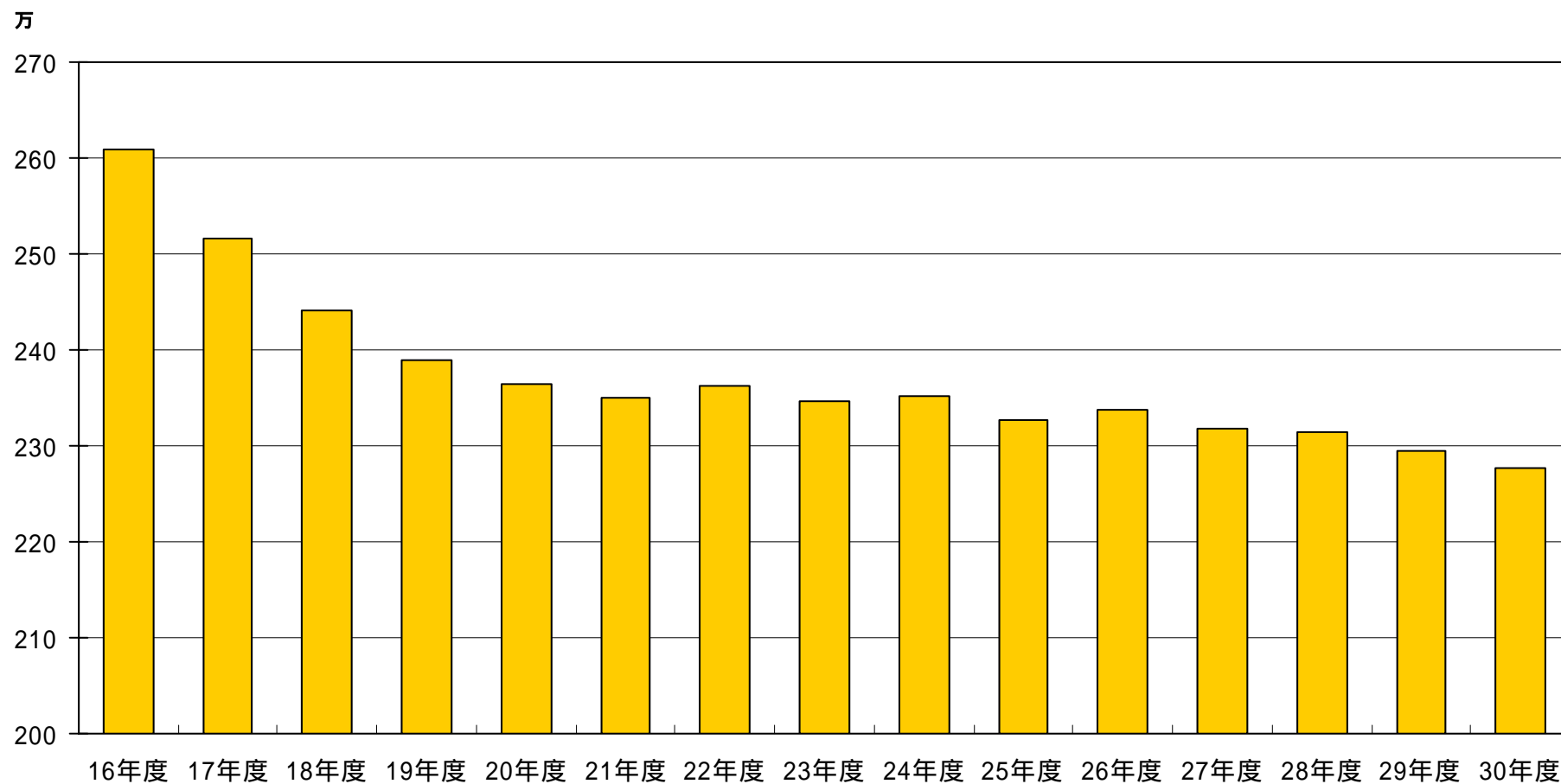
公立学校の学校数，学級数，児童・生徒数，教職員数（16.5.1現在）（本・分校）

（学校基本調査ベース）

区分	小学校	中学校	計	中等教育学校	特殊教育諸学校				高等学校				
					盲学校	聾学校	養護学校	計	全日制	定時制	計	通信制	
学校数	23,160	10,317	33,477	7	68	104	767	939	3,929	772	4,701	70	
a	(22,727)	(10,258)	(32,985)						うち併置校	(608)	4,093		
学級数	270,715	110,798	381,513	前 28 後 6 計 34	養 541 高 353 計 894	養 1,080 高 423 計 1,503	養 15,107 高 7,904 計 23,011	養 16,728 高 8,680 計 25,408	65,954	5,021	70,975	—	
児童・生徒数	7,084,675	3,394,055	10,478,730	前 1,047 後 230 計 1,277	養 1,094 高 872 計 1,966 (幼) (263) (専) (1,368)	養 3,140 高 1,594 計 4,734 (幼) (1,218) (専) (283)	養 46,705 高 38,292 計 84,997 (幼) (100) (専) (0)	養 50,939 高 40,758 計 91,697 (幼) (1,581) (専) (1,651)	2,503,643 (専・別) (2,825)	105,869 (専・別) (342)	2,609,512 (専・別) (3,167)	96,774	
教員数	校長	22,426	9,994	32,420	5	66	96	700	862	3,826	118	3,944	6
	教頭	22,716	10,627	33,343	8	90	126	1,127	1,343	5,038	859	5,897	82
	教諭等	340,651	204,055	544,706	117	3,052	4,469	49,353	56,874	169,010	10,587	179,597	1,534
	計	385,793	224,676	610,469	130	3,208	4,691	51,180	59,079	177,874	11,564	189,438	1,622
1校あたり児童(生徒)数	c/a	305.9 (311.7)	329.0 (330.9)	313.0 (317.7)	182.4	28.9	45.5	110.8	97.7	637.2	137.1	555.1	1,382.5
1学級あたり児童(生徒)数	c/b	(26.2)	(30.6)	(27.5)	前 (37.4) 後 (38.3) 計 (37.6)	養 (2.0) 高 (2.5) 計 (2.2)	養 (2.9) 高 (3.8) 計 (3.1)	養 (3.1) 高 (4.8) 計 (3.7)	養 (3.0) 高 (4.7) 計 (3.6)	(38.0)	(21.1)	(36.8)	—
教員1人あたり児童(生徒)数	c/d	18.4 (20.8)	15.1 (16.6)	17.2 (19.2)	9.8 (10.9)	0.6 (0.6)	1.0 (1.1)	1.7 (1.7)	1.6 (1.6)	14.1 (14.8)	9.2 (10.0)	13.8 (14.5)	59.7 (63.1)
1校あたり学級数	b/a	11.7 (11.9)	10.7 (10.8)	11.4 (11.6)	4.9	13.1	14.5	30.0	27.1	16.8	6.5	15.1	—
1学級あたり教員数	d/b	1.4	2.0	1.6	3.8	3.6	3.1	2.2	2.3	2.7	2.3	2.7	—
1校あたり教員数	d/a	16.7 (17.0)	21.8 (21.9)	18.2 (18.5)	18.6	47.2	45.1	66.7	62.9	45.3	15.0	40.3	23.2
その他 の職 他員 の数	養護教諭	23,872	10,641	34,513	6	80	125	1,263	1,468	4,845	642	5,487	13
	事務職員	23,546	10,993	34,539	14	283	390	2,788	3,461	16,978	980	17,958	165
	学校栄養職員	7,164	2,317	9,481	2	62	104	542	708	—	—	—	—
	寄宿舎指導員	—	—	—	—	831	738	3,275	4,844	—	—	—	—
	実習助手	—	—	—	1	220	226	1,186	1,632	12,189	617	12,806	10
計	54,582	23,951	78,533	23	1,476	1,583	9,054	12,113	34,012	2,239	36,251	188	
教職員数合計	440,375	248,627	689,002	153	4,684	6,274	60,234	71,192	211,886	13,803	225,689	1,810	

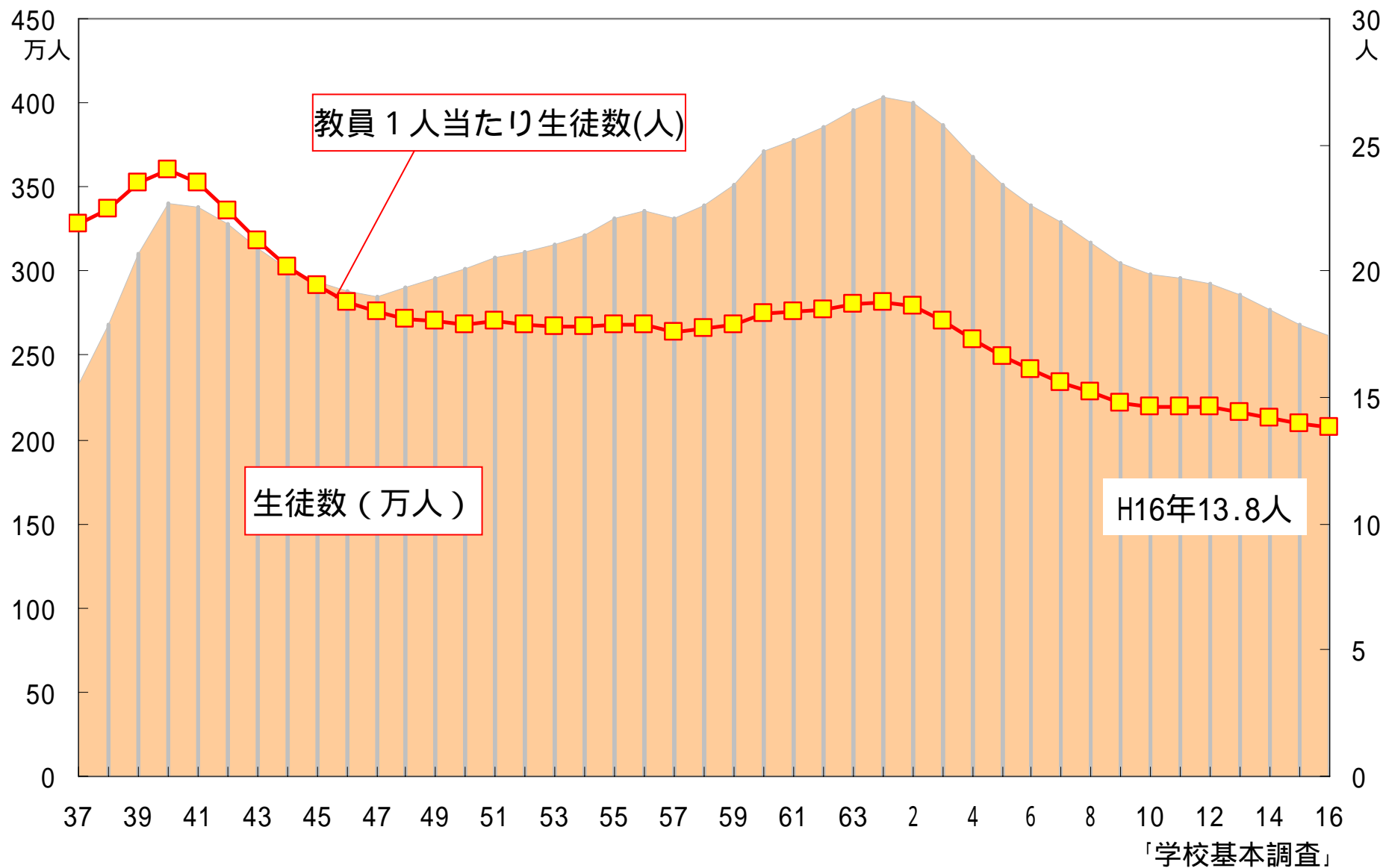
(注) 小・中学校の各欄下段() 書は、0学級を含まない数字。ただし、教員1人当たり児童(生徒)数の欄の下段()は、教諭等のみの数字。

今後の生徒数の推移

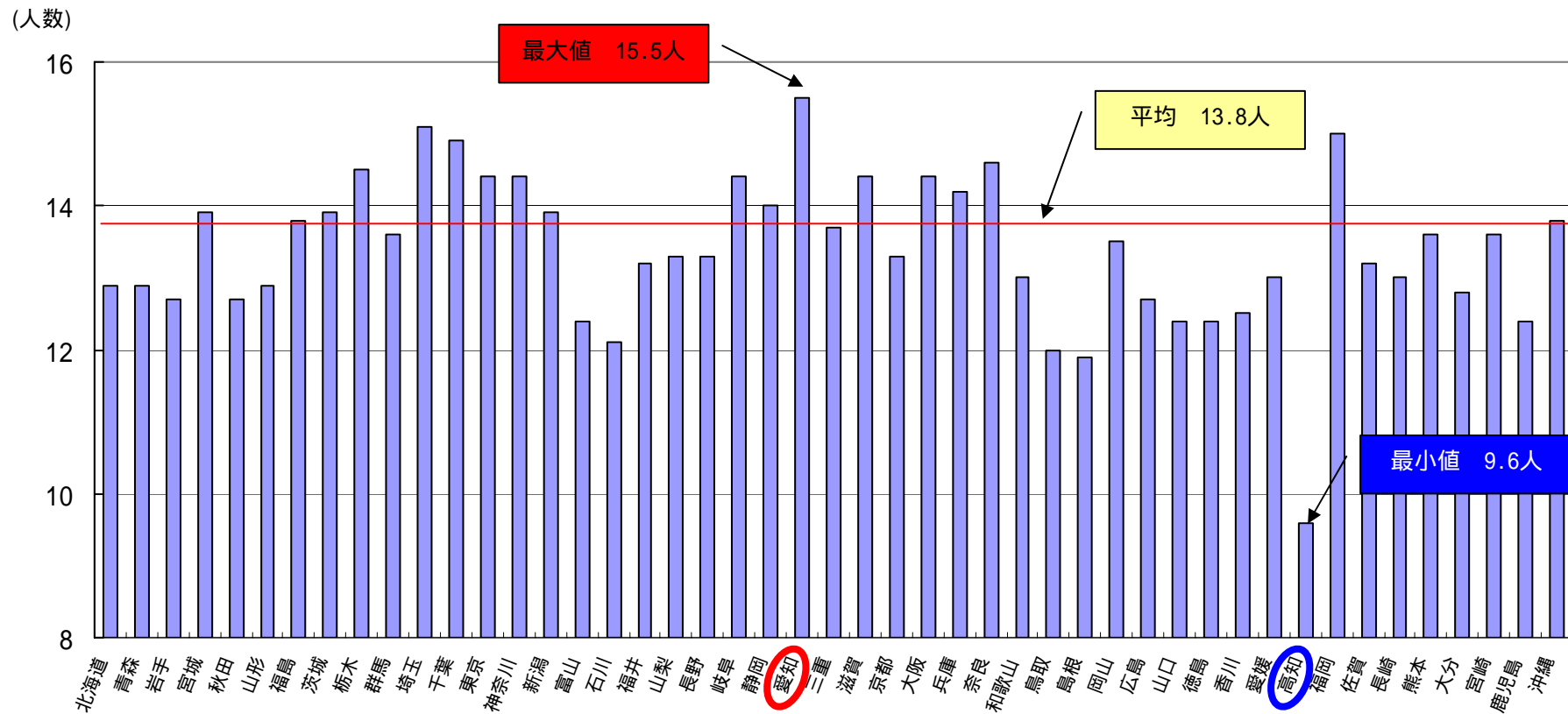


16年度は、学校基本調査による実績。17年度からは各都道府県の推計。

高等学校の教員 1 人当たり生徒数 [推移]



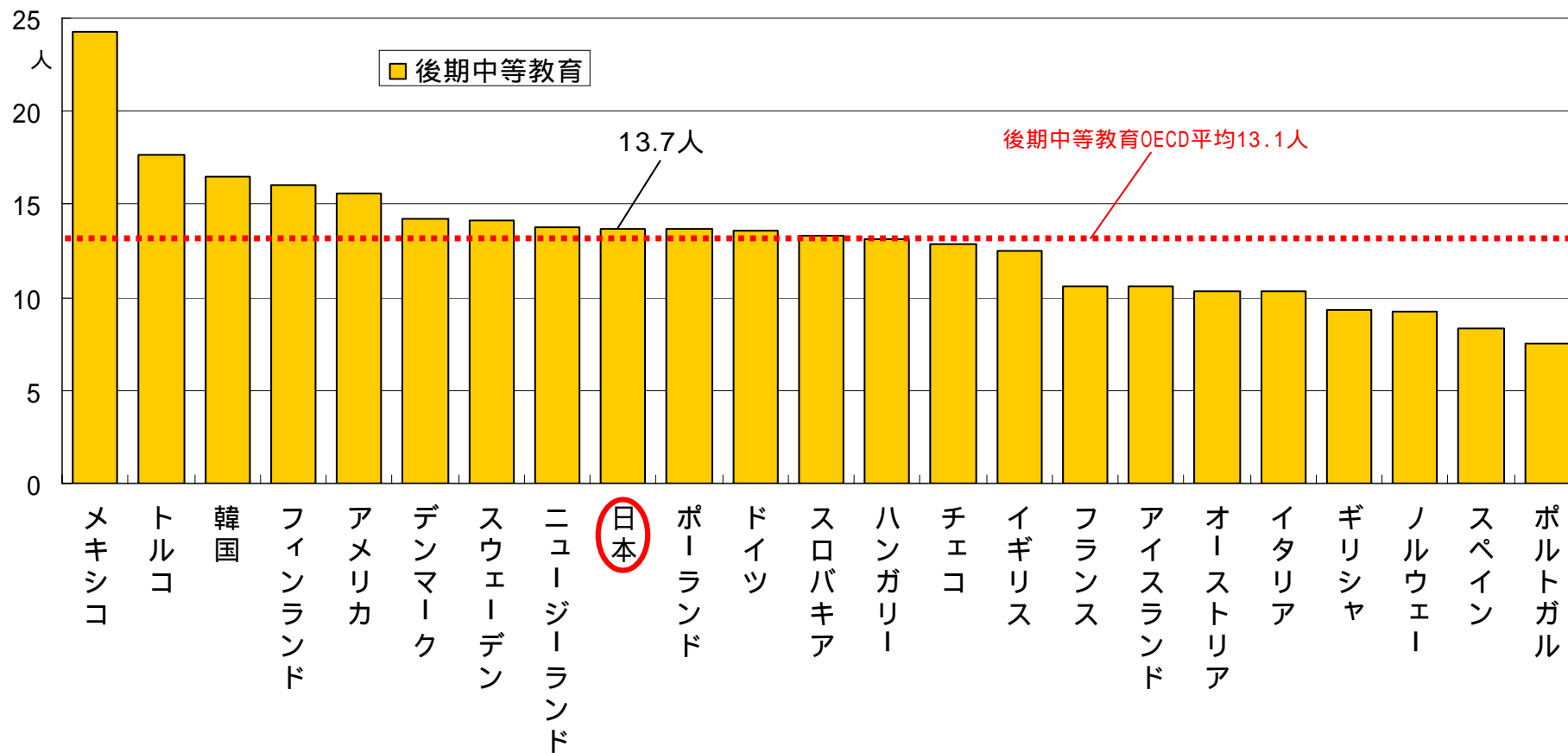
公立高等学校の都道府県別教員 1 人当たり生徒数



「平成16年度学校基本調査」

教員1人当たり生徒数 [国際比較]

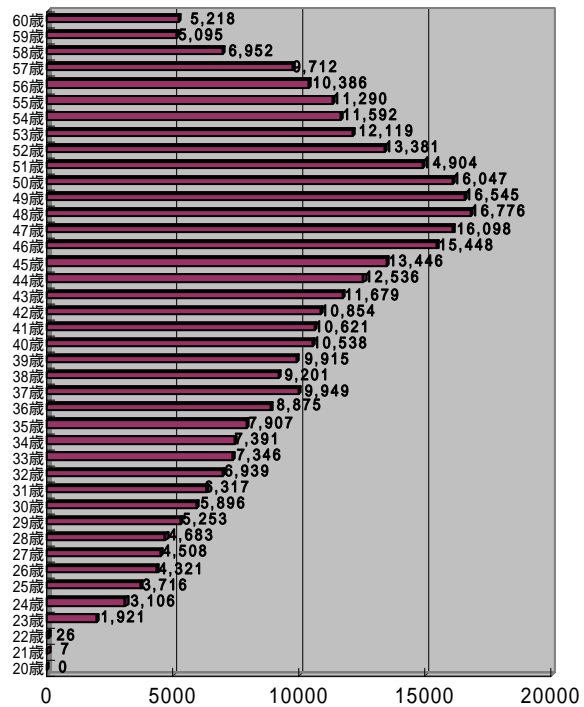
国公立学校での教員1人当たり児童生徒数(2002年)は、後期中等教育13.7人であり、OECD平均を上回っている。
(日本の数値が、学校基本調査と異なっているが、これは各国間の比較において、校長・教頭が除かれていることなどによる)



OECD「図表でみる教育2004」

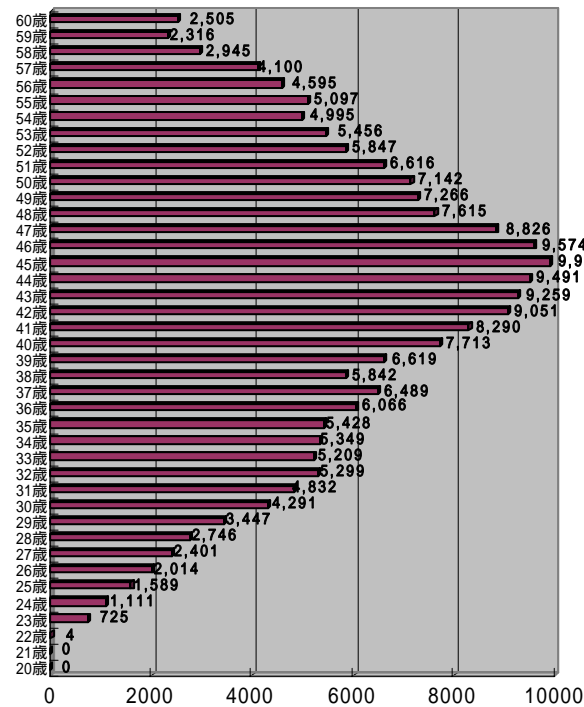
公立小・中・高等学校の年齢別教員数(17.3.31)

小学校 年齢別教員数(17.3.31)



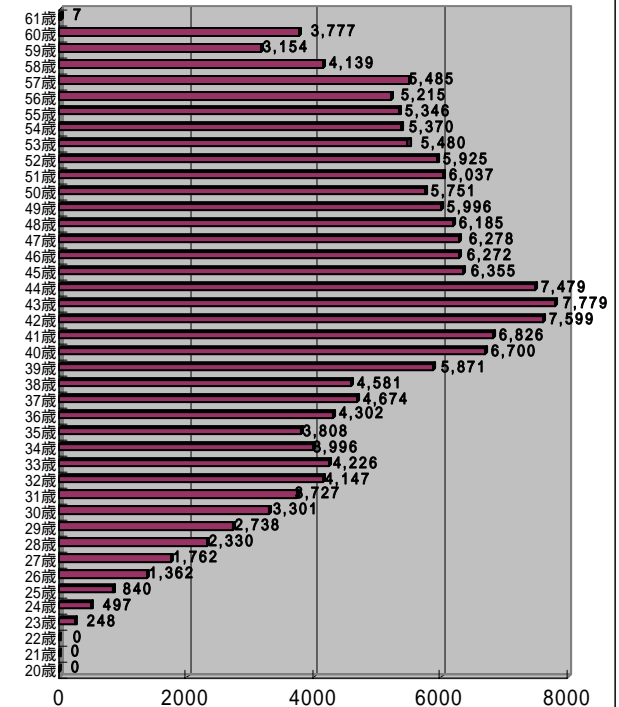
合計 358,514人(平均年齢 44.3歳)

中学校 年齢別教員数(17.3.31)



合計 208,073人(平均年齢 43.1歳)

高等学校 年齢別教員数(17.3.31)



合計 175,565人(平均年齢 44.3歳)

(期限付きを除く)

「文部科学省調査」

教諭の平均教科担当授業時数について

(特別活動・学校行事・総合的な学習の時間等を除く。)

学校区分	31年度	34年度	37年度	40年度	43年度	46年度	49年度	52年度	55年度	58年度	61年度	元年度	4年度	7年度	10年度	13年度	
小学校	* 27.2	* 28	* 31	24.4	データなし	22.9	23.0	22.4	22.6	22.3	22.1	21.5	21.4	21.7	21.7	21.5	
中学校	* 25.9	* 26	* 29	21.5	データなし	19.7	18.3	17.9	17.9	16.5	16.5	16.4	16.2	16.2	16.1	15.6	
	第1次改善計画 (34～38)			第2次改善計画 (39～43)			第3次改善計画 (44～48)		第4次改善計画 (49～53)			第5次改善計画 (55～3)			第6次改善計画 (5～12)		第7次改善計画 (13'～17')

高等学校

学校区分	31年度	34年度	37年度	40年度	43年度	46年度	49年度	52年度	55年度	58年度	61年度	元年度	4年度	7年度	10年度	13年度
高等学校	* 19.1	* 19.7	* 21	17.0	データなし	15.7	15.2	14.5	15.2	15.2	15.1	15.2	14.7	14.5	14.4	14.4
	第1次改善計画 (37～41)			第2次改善計画 (42～48)			第3次改善計画 (49～53)			第4次改善計画 (55～3)			第5次改善計画 (5～12)		第6次改善計画 (13'～17')	

特殊教育諸学校

学校区分	31年度	34年度	37年度	40年度	43年度	46年度	49年度	52年度	55年度	58年度	61年度	元年度	4年度	7年度	10年度	13年度	
盲学校	* (国公私) 20.2	* (国公私) 20.7	* 24	* (国公私) 24.1	データなし	18.5	17.5	17.4	17.0	16.9	15.1	14.2	13.3	13.6	13.4	13.2	
聾学校	* (国公私) 22.9	* (国公私) 23.1	* 27	* (国公私) 26.9	データなし	18.4	17.7	15.5	14.1	14.2	13.3	12.3	11.8	12.6	11.8	11.8	
養護学校	* (国公私) 20.8	* (国公私) 23.5	* 27	* (国公私) 27.4	データなし	19.1	18.3	21.6	21.2	21.7	20.2	19.4	19.2	19.1	18.9	18.5	
小・中学部	第1次改善計画(盲聾のみ) (34～38)			第2次改善計画 (39～43)			第3次改善計画 (44～48)		第4次改善計画 (49～53)			第5次改善計画 (55～3)			第6次改善計画 (5～12)		第7次改善計画 (13'～17')
高等部				第2次改善計画 (42～48)			第3次改善計画 (49～53)			第4次改善計画 (55～3)			第5次改善計画 (5～12)		第6次改善計画 (13'～17')		

(注) *印の数は特別活動及び学校行事等の時間を含む数である。

「教員統計調査」